



2022年5月16日

各 位

会 社 名 高 松 機 械 工 業 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 松 宗 一 郎
 (コード番号 6155 東証スタンダード)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 四 十 万 尚
 (TEL. 076-274-1410)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 16 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 28 日 (火曜日)
定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 28 日 (火曜日)

以 上